

12 富山広域連携中枢都市圏における事業の推進について

本市は、平成30年1月に、周辺4市町村（滑川市・舟橋村・上市町・立山町）と地方自治法に基づく連携協約を締結し、連携中枢都市圏を形成しました。

この連携中枢都市圏の形成にあたり、本市では、圏域の将来像や具体的取組などを示した「富山広域連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、連携中枢都市圏に求められる役割である「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」の各分野において、連携市町村とともに事業に取り組んでいるところであります。

つきましては、持続可能な地域社会の形成と圏域の住民の誰もが安心して快適な生活を営むことができる活力ある、住みよい魅力あふれる都市圏実現のため「富山広域連携中枢都市圏ビジョン」に位置付けた連携事業の推進について格段の配慮をお願いします。

連携事業

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引
 - ・富山広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会運営事業
 - ・薬用植物栽培の事業化推進事業
 - ・滞在型観光連携事業
- (2) 高次の都市機能の集積・強化
 - ・二次救急医療体制の確保
 - ・富山駅周辺整備事業
- (3) 生活関連機能サービスの向上
 - ・「富山市まちなか総合ケアセンター」における障害児支援事業
 - ・「富山市まちなか総合ケアセンター」における病児保育事業
 - ・「富山市まちなか総合ケアセンター」における産後ケア事業
 - ・こども医療費助成事業における広域サービスの提供
 - ・高齢者虐待等発生時の一時保護事業
 - ・「TOYAMAキラリ」を活用した教育普及事業
 - ・孫とおでかけ支援事業
 - ・有害鳥獣農作物被害対策事業
 - ・親子でおでかけ事業
 - ・社会インフラの老朽化対策連携事業